



平成30年10月 1 日

30教 総 第 123号

教 育 長

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第13条第 2 項の規定により、教育長職務代理者を下記のとおり指名する。

記

第 2 教育長職務代理者 船 津 静 代

以上